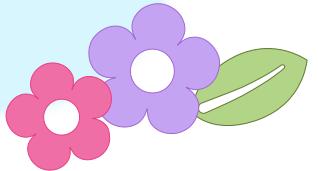


はちまんたい 子育て応援ガイドブック



令和7年度版

妊娠中は何に
気をつけたらいい?

赤ちゃんが生まれたら、
どんな手続きをしたらいい?

子育ては大変って聞くけど、
何か手助けはあるの?

そんなお母さん・お父さんの疑問にお答えするため、
妊娠中から出産後、子育て期間中も利用できる
制度や手続きについて、ご紹介します。

目 次

【1】 妊娠から赤ちゃんが生まれるまで

1 母子健康手帳をお渡しします	P 1
2 妊婦健康診査・歯科健康診査受診票を交付します	P 1
3 妊婦のための支援給付金	P 2
4 医療費の助成があります	P 3
5 不安なことがあったら相談を	P 3
6 『もうすぐパパママ教室』に参加しましょう	P 3
7 子育て支援ヘルパーがお手伝いします	P 4
8 ハイリスク妊娠婦を対象に交通費等の助成を行います	P 5

【2】 赤ちゃんが生まれたら

1 出生届を出しましょう	P 6
2 出産育児一時金の手続き	P 6
3 お子さんにかかる医療費の助成があります	P 7
4 児童手当	P 7
5 赤ちゃん訪問を行っています	P 8
6 離乳食教室を行っています	P 8
7 健康相談・発達相談を行っています	P 8
8 乳幼児健康診査を受けましょう	P 9
9 予防接種を受けましょう	P 10
10 新生児聴覚検査の費用を一部助成します	P 11
11 産婦健康診査の費用を助成します	P 11
12 産後ケア事業を行います	P 12
13 産婦人科・小児科オンライン	P 12

【3】 お子さんを育てる中で

1 つどいの広場・子育て支援センターに遊びに来ませんか？	P 13
2 子育て応援在宅育児支援金	P 13
3 「ことば」や「そだち」など、子どもの発達に不安がある方へ	P 14
4 栄養教室	P 14
5 家庭児童相談	P 14
6 児童発達支援	P 14

【4】 保育所・幼稚園などのサービス

1 保育所（保育園・認定こども園）	P 15
2 幼稚園	P 15
3 入院などで一時的に保育が必要になったときは	P 16
4 曜日や祝日に保育が必要になったときは	P 17
5 用事ができて子どもを預かってほしい…そんなときは！	P 17

【5】 小学校に上がったら	
1 小学校について	P 18
2 経済的な理由で就学が困難なときは	P 18
3 放課後は学童保育クラブを利用したい！	P 18
【6】 障がいのあるお子さんのために	
1 特別児童扶養手当	P 19
2 障害児福祉手当	P 20
3 医療費の助成があります	P 20
4 障害福祉サービスについて	P 20
【7】 ひとり親家庭のための支援	
1 児童扶養手当	P 21
2 医療費の助成があります	P 21
3 福祉資金の貸付制度があります	P 22
4 自立支援や職業訓練のための給付金があります	P 23
【8】 つらいとき、困ったときは	
1 家族・パートナーから暴力を受けたら、すぐに相談を	P 24
2 困ったときは、お近くの民生・児童委員へ	P 24
【9】 その他	
1 保育所など	P 25
2 幼稚園	P 26
3 つどいの広場・子育て支援センター	P 26
4 小学校	P 26
5 中学校	P 26
6 学童保育クラブ	P 27
7 認可外保育施設	P 27
8 医療機関	P 28
9 図書館	P 29
10 子どもと遊びやすい公園	P 29

※このガイドブックに掲載されているのは、令和7年4月現在の情報です。

手続きや制度についてのお問い合わせは・・・

0195-74-2111 (代表)

1 ○○を開催します

○○○課

それぞれの担当課に
お問い合わせください。

【1】妊娠から赤ちゃんが生まれるまで

1 母子健康手帳をお渡しします

健康こども課

お母さんと赤ちゃんの健康状態を記録するための母子健康手帳を交付します。同時に、医療費助成の手続きなども行うことができます。

交付場所 健康こども課（③番窓口）

必要なもの

- 妊娠届出書（診断を受けた病院でもらってください）
- 印鑑、マイナンバーカード、妊婦さん名義の通帳

その他 来庁前に必ずご連絡をお願いします。

2 妊婦健康診査・歯科健康診査受診票を交付します

健康こども課

安心・安全に妊娠期間を過ごし、出産を迎えるために、無料で健康診査が受けられる受診票を交付します。

交付場所 健康こども課（③番窓口）※母子健康手帳交付時にお渡しします。

交付枚数 健康診査：最大14枚、子宮頸がん検診1枚

歯科健康診査：1枚（妊娠中に利用可能）

利用方法 受診票、母子健康手帳をお持ちのうえ、医療機関で健康診査を受けてください。



3 妊婦のための支援給付金

健康こども課

妊娠から子育てまで継続的で専門的な支援を行います。併せて経済的な負担を軽減し、妊婦や子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として給付金を支給します。

支給対象者 妊婦

申請場所 健康こども課（③番窓口）

必要なもの 妊婦さん名義の通帳（振込先口座の分かること）、印鑑

支給金額 以下のとおり

種類	支給額	申請時期
妊婦支援給付金	妊娠1回につき10万円 妊娠届出しないままの出産、流産または死産した場合は、申請1回につき5万円 ※心拍確認後の流産・死産等も対象（証明する書類が必要）	産科医療機関の医師により胎児心拍が確認された日から起算して2年を経過した日の前日まで
子育て支援給付金	胎児1人につき5万円 (流産・死産等した胎児を含む)	
子育て支援給付金 加算分	以下の①～④すべてに該当する産婦さんには、児1人につき45万円加算します。 ①妊婦給付認定を受けた者及び子育て支援給付金の決定を受けた ②出産日に市内に住所を有し、かつ居住しており、引き続き市内に居住する意思がある ③生まれた子が、出生日に市内に住所を有し、かつ居住している ④市の保健師による産後の訪問指導を受けた	出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に流産・死産した場合はその日）から起算して2年を経過した日の前日まで

※子育て支援給付金加算分については、虚偽の申請をした場合や、市外に転出等した場合は返還していただく場合があります。



4 医療費の助成があります

市民課

妊娠さんの心身の健康や経済的な支援として、妊娠中にかかる医療費を助成します。

助成期間 妊娠5か月に達する日の属する月の初日から出産した日の翌月末まで

例：妊娠5か月に達する日が6月15日、
出産日が11月30日 → 6月1日から12月31日まで

自己負担額 1つの医療機関における自己負担額（1か月）は、次のとおりです。住民税非課税の場合は、全額助成します。

●入院 5,000円まで ●外来 1,500円まで

申請場所 市民課（②-2番窓口）、各総合支所

必要なもの 印鑑、妊娠さんの健康保険証、助成金の振込先口座の通帳

※ゆうちょ銀行は振込用の店名・預金種目・口座番号が記載されているもの

5 不安なことがあったら相談を

健康こども課

妊娠中は不安なことも多いものです。市では妊娠さんが心も身体も健やかに過ごせるよう、さまざまな事業を実施しています。

気になることがあるときは、遠慮せずに相談してみましょう。

（1）妊娠さんへの家庭訪問

安心して、妊娠期を過ごせるよう、保健師や栄養士が訪問を行っています。

（2）妊娠健康相談

妊娠さんからの相談を随時受け付けています。

（3）妊娠栄養相談

妊娠さんに必要な食生活や食習慣に関する相談を随時受け付けています。

6 『もうすぐパパママ教室』に参加しましょう

健康こども課

もうすぐお子さんが生まれるご家庭を対象に、親同士が交流できる場を提供するとともに、妊娠・出産・育児についての知識と情報を提供します。

内容 赤ちゃんのお世話、沐浴、パパ妊娠体験、歯のお話、
お産についての話 など

開催日 担当課へお問い合わせください。

開催場所 市役所多目的ホール棟

その他 事前に申し込みが必要です。

パパにもおすすめ！

内容や持ち物など詳しくは、担当課へお問い合わせください。

7 子育て支援ヘルパーがお手伝いします

健康こども課

産前・産後の時期は、体力や精神面など色々な面で大変な時期です。

そこで、ご家庭を訪問して家事援助などを行い、安心して育児ができるように応援する子育て支援ヘルパーを派遣します。

支援内容 家事援助（日常的な炊事・洗濯・掃除・買い物）や育児補助、受診への付き添いなど

利用期間 母子健康手帳の交付を受けた日から出産後1年までの期間

利用料金 出産前合計24時間、出産後1年間合計24時間まで無料
(多胎・ひとり親の場合は3年まで)

利用時間 午前9時から午後5時までの間
(日曜日、祝日および年末年始は除きます)

その他 詳しくは、担当課へお問い合わせください。



8 ハイリスク妊娠を対象に交通費等の補助を行います

健康こども課

自宅等から周産期母子医療センター（※）までの通院等にかかる交通費等を補助します。

※県内の周産期母子医療センター

岩手医科大学附属病院、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立宮古病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立磐井病院、県立大船渡病院、県立久慈病院、県立二戸病院

対象者 産科医療機関で医療費を算定するときに、「ハイリスク妊娠管理加算」または「ハイリスク分娩管理加算」が算定される方もしくは、「ハイリスク妊娠管理加算」または「ハイリスク分娩管理加算」の算定に相当する疾患を有すると医師が認め、周産期母子医療センターへ通院または入院している方

対象となる経費

- ・妊娠健診や通院、入院のために県内の周産期母子医療センターと自宅または出先（県内）の間を移動した際の交通費
- ・出産または通院のために、宿泊施設へ待機宿泊する際の宿泊費と交通費（宿泊施設と周産期母子医療センターとの移動距離が、自宅と周産期母子医療センターとの間の移動距離より短い場合に限ります）
- ・周産期母子医療センターが設置されている病院内の他科を受診するときの交通費（ハイリスク妊娠であることを理由とした受診に限ります）

交通費の種類

電車、バス、タクシーなど公共交通機関利用料、有料道路利用料

※自家用車を利用した場合は、走行距離に応じて計算します。

※タクシーを利用した場合は、発着地が記載された領収書が必要になります。

※有料道路を利用した場合は、領収書が必要になります。

補助金額

1回の分娩当たり 50,000 円を上限とします。（対象となる経費の累計額）

※申請方法など、詳しくは担当課へお問い合わせください。

【2】赤ちゃんが生まれたら

1 出生届を出しましょう

市民課

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日から数えて 14 日以内に必ず届け出をしましょう。

届出場所 市民課 (②-1 番窓口)、各総合支所

必要なもの 出生届書 (出生証明書と一緒にになっており、病院からもらいます)

母子健康手帳

その他の 届出人は、お父さんまたはお母さんです。ご家族の方が代理で持参される場合でも、届出人署名はお父さんまたはお母さんが行ってください。

また、同時に医療費助成や児童手当の手続きなどがあります。

2 出産育児一時金の手続き

市民課

妊娠・出産は病気と違って健康保険が使えないため、全額自己負担になります。

この負担を軽減するために支給されるのが、「出産育児一時金」です。

支給金額 50 万円 (妊娠週数が 22 週に達していないなど、産科医療補償制度対象出産でない場合 48 万 8 千円)

●保険証が国民健康保険の場合

(直接支払制度を利用しない、差額支給が発生する場合)

手続場所 市民課 (②-2 番窓口)、各総合支所

必要なもの 産院との取り決め書の写し、領収書、振込先口座の通帳

(原則として、振込先は世帯主の方の口座となります。世帯主以外の方の口座へ振込を希望する場合は、委任状、世帯主の印鑑が必要です。)

●保険証が社会保険等の場合

手続場所 社会保険等の加入先 (勤め先の会社など)

※必要なものなど詳しくは、社会保険等の加入先にお問い合わせください。

3 お子さんにかかる医療費の助成があります

市民課

お子さんにかかる医療費の助成を行い、お子さんの健康を支援します。

対象年齢	高校卒業まで
助成金額	一部負担金の全額（保険適用外分を除きます）
申請場所	市民課（②-2番窓口）、各総合支所
必要なもの	印鑑、お子さんの健康保険証（お子さんがご家族の扶養に入るときは、扶養者の健康保険証）、助成金の振込先口座の通帳 ※ゆうちょ銀行は振込用の店名・預金種目・口座番号が記載されているもの

4 児童手当

健康こども課

0歳から高校3年生（18歳到達後の3月31日まで）のお子さんを養育されている方に、児童手当を支給します。

支給額	3歳未満（第1・2子）	15,000円
	3歳以上高校修了前（第1・2子）	10,000円
	第3子以降（年齢に関係なく）	30,000円
支給月	偶数月（前2か月分を振り込みます）	
申請場所	健康こども課（③番窓口）、各総合支所	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">受給者となる方の振込先口座の通帳（3歳未満の児童がいる場合）医療保険の加入状況が確認できる書類（資格確認書など）	
その他	<ul style="list-style-type: none">児童と別居している、離婚協議中である等の事情がある場合、追加の書類が必要となります。別居している児童を監護しているなど、定期的に状況確認が必要な事情がある場合、毎年6月頃にご自宅に郵送される現況届を市に提出する必要があります。生計費を負担している大学生年代の子がいる場合、条件を満たせば子の人数にカウントできるため、第3子以降の手当額を受け取れる可能性があります。（手続きが必要です）	



5 赤ちゃん訪問を行っています

健康こども課

産後のお母さんや赤ちゃんの健康状態を確認し、子育てを支援するために、市の保健師がお伺いしてお話を聞かせていただきます。

訪問時期	産後から生後3ヶ月頃までの間
内容	赤ちゃんの体重測定や保健相談などを行います。
その他	訪問・相談は、随時行っています。ご希望の方は、遠慮なくご連絡ください。

6 離乳食教室を行っています

健康こども課

離乳食の作り方や進め方のほか、育児全般に関する相談等を行っています。

内容	栄養士のお話、離乳食の調理実習・試食、栄養・育児相談
開催日	2ヶ月に1回（奇数月）
	詳しくは担当課にお問い合わせください。
場所	市役所多目的ホール棟 多目的ルーム
申し込み	実施日の3日前までに事前申し込みが必要です。担当課へお問い合わせください。
持ち物	おんぶひも、エプロン、三角巾、母子健康手帳

7 健康相談・発達相談を行っています

健康こども課

母乳や離乳食、赤ちゃんの病気、予防接種などの子育ての情報について、また、発育に関することや育児に関する悩みなどに対し、保健師や栄養士がご相談をお受けします。体重や身長の増え具合が心配な方には、身体計測も行います。子育てには不安や悩みはつきものです。1人で抱え込みず、お気軽にご相談ください。



8 乳幼児健康診査を受けましょう

健康こども課

乳幼児期の健康診査（健診）を行い、お子さんの成長・発達の確認や病気などの早期発見につなげます。

健診の種類 ①個別健診

- ・乳児健診（1か月児、9～10か月児）

②集団健診

- ・乳児健診（3～4か月児、6～7か月児（歯科相談あり））
- ・1歳児健診（歯科相談あり）
- ・1歳6か月児健診（歯科健診あり）
- ・2歳6か月児歯科健診
- ・3歳児健診（歯科健診あり）

内 容 問診、身体測定、小児科診察、保健指導、栄養相談

歯科健診では、希望者にフッ化物歯面塗布（無料）を行います。

実施場所 ①個別健診：県内の小児科医療機関

- ・1か月児：出生した医療機関
- ・9～10か月児：小児科のある医療機関
- ・個別健診は「乳児一般健康診査受診票」をお持ちください。

②集団健診：市役所多目的ホール棟 大ホール

- ・集団健診は、個別に通知をお送りします。
- ・発熱、発疹、せきなど体調不良の時は、受診日を延期していくだくことがありますので、ご連絡ください。

～フッ化物歯面塗布～

生えて間もない赤ちゃんの歯は、十分に硬くなっておらず、むし歯になりやすい状態です。フッ化物は歯を硬くする効果があり、生えた直後に塗るのが最も効果的です。



9 予防接種を受けましょう

健康こども課

赤ちゃんはお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）が、生後3か月頃から自然に失われていきます。

さまざまな感染症からお子さんを守るために、予防接種を受けましょう。

定期接種 B型肝炎、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、四種混合

（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib 感染症）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、MR（麻しん風しん混合）、水痘、HPV 感染症（子宮頸がん予防）、日本脳炎、ロタウイルス

予診票 出生届（転入届）の際に予診票をお渡ししています。3歳以降に対象となる予防接種については、時期に合わせて個別に配布します。

受け方 ①医療機関に予約をします。
②母子健康手帳、市で交付した予診票、保険証（資格確認書）を持って、予約日に接種を受けます。

※医療機関によっては、事前に手続きが必要な場合もあります。予診票と一緒にお渡ししている委託医療機関一覧をご確認ください。

任意の予防接種 インフルエンザ、おたふくかぜなど定期接種以外の予防接種または定期接種の期間を外れて受ける予防接種です。接種費用は全額自己負担となります。
※市ではインフルエンザ（1歳～中学生）とおたふくかぜ（1歳～2歳未満）について、接種費用の一部を助成しています。



10 新生児聴覚検査の費用を一部助成します

健康こども課

赤ちゃんの聴覚の異常を早期に見つけるために、新生児聴覚検査の費用を一部助成しています。県内全ての産婦人科医療機関がこの検査を実施していますので、ぜひ検査を受けましょう。

対象者 新生児の保護者で、八幡平市に住所のある方

助成金額 新生児一人につき3,000円（初回検査費用に限る）

・助成金額を超えた分は自己負担となります。

※生活保護世帯は全額助成します。

（初回検査費用が3,000円未満の場合は、その額を助成します）

助成となる検査 生まれてから初めて受けた①から③のいずれかの検査が対象になります。

① 自動聴性脳幹反応検査（AABR）

② 音響放射検査（OAE）

③ 聴性脳幹反応検査（ABR）

※医療保険診療を受けた場合は、対象になりません。

助成の方法 市から交付された「新生児聴覚検査受診票」を検査する医療機関へ提出してください。

※県外の医療機関で受診する場合は、別途手続きが必要になります。

11 産婦健康診査の費用を助成します

健康こども課

出産後間もない時期のお母さんの心身の体調や授乳、育児の状況を確認するために、無料で産婦健康診査が受けられる受診票を交付します。

交付場所 健康こども課（③番窓口）

※母子健康手帳交付時にお渡しします。

交付枚数 2枚（産後2週間、産後1か月）

健康診査の内容 問診、診察、体重測定および血圧測定、尿検査、心の健康チェック（エジンバラ産後うつ病質問票および赤ちゃんへの気持ち質問票の確認）

利用方法 受診票、母子健康手帳をお持ちのうえ、出産した医療機関で健康診査を受けてください。

※県外の医療機関で受診する場合は、別途手続きが必要になります。

12 産後ケア事業を行います

健康こども課

産後のお母さんや赤ちゃんの心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができるよう支援します。

対象者 産後1年未満の母子

※デイサービス型は医療機関によって対象月齢が異なります。

内容 助産師が自宅を訪問する訪問型と、医療機関にて産後ケア事業を受けるデイサービス型があります。お母さんの心身のケアや乳房ケア、育児相談、赤ちゃんの体重測定等を行います。

利用回数 訪問型2回以内、デイサービス型2回以内

利用料 無料

※デイサービス型を利用する場合、食事代等は自己負担になります。

その他 産後ケア事業を利用する際は、事前に申請書の提出が必要です。

詳しくは、担当までお問い合わせください。

13 産婦人科・小児科オンライン

健康こども課

妊娠・出産・子育てについての悩みに対し、産婦人科医と小児科医、助産師がオンラインで相談に対応します。

市内在住の方が、専用ウェブサイトまたは通話アプリ「LINE」で会員登録（無料）をすることにより、サービスが受けられます。

相談は無料で、何度でも利用できます。



※サービスを利用するには合言葉が必要です。

利用を希望する方は、健康こども課へお問い合わせください。



【3】お子さんを育てる中で

1 つどいの広場・子育て支援センターに遊びに来ませんか？

健康こども課

主に、保育所に入所していない小学校入学前のお子さんとお母さんお父さんたちが交流できる場所です。子育てアドバイザーがおり、子育て相談も行っていますのでお子さんと遊びながら、不安なこと、気になることを相談してみましょう。

利用方法 事前の予約は必要ありません。開所しているときに自由においでください。

利用料金 無料（行事によっては実費負担をいただく場合があります）

問い合わせ それぞれ施設にお問い合わせください。

※26ページに一覧があります。

2 子育て応援在宅育児支援金

健康こども課

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子どもを安心して育てることができる環境を充実させるため、保育所等を利用せずに在宅で育児を行う世帯に支給します。

対象児童 ①八幡平市に住所を有する児童

②生後8週間から満3歳未満の第2子以降の児童

（養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のうち年長者を第1子と数えます）

③保育所等を利用していない児童

支給要件 ①育児休業給付金（公務員は育児休業手当金）を受給していない方

②生活保護を受けていない方

③暴力団員や暴力団と関係していない方

※①～③について、配偶者も含みます。

支給額 対象児童1人につき10,000円／月

その他 支給要件に該当し、申請のあった翌月分から支給します。

4月、8月、12月に前月分までを振り込みます。

3 「ことば」や「そだち」など、子どもの発達に不安がある方へ

健康こども課

「発達がゆっくりだけどどうしたら良いか」「子どもにどう関わっていけば良いのか」など、お子さんの発達について不安や悩みがありましたらご相談ください。保健師が相談をお受けするほか、教室や相談会も行っています。

《きらきら広場》

発達がゆっくりなお子さんを対象に、発達や成長を促すことを目的とした教室です。スタッフは保育士と保健師で、月1回開催しています。

《のびのび相談会》

ことばやそだちの発達に心配のあるお子さんを対象に、専門スタッフによる無料相談会を年5回開催しています。

※それぞれ参加を希望される方は担当課へご相談ください。

4 栄養教室

健康こども課

乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する情報を提供するため、要望に応じて各種栄養教室を行っています。

学童保育クラブや保育所などでは、食育の一環として実施しています。

5 家庭児童相談

健康こども課

子育ての不安やイライラ・焦りなどから育児に余裕が持てない、家族と子育ての考え方の違いに悩んでいる、育児がうまくいかなくて子どもにあたってしまう・・・そんなお悩み、子ども家庭支援員がご相談をお受けします。秘密は厳守されます。

相 談 日	月曜日～金曜日（祝日および年末年始は除きます）
時 間	午前9時～午後5時（支援員の対応は午後4時まで）
電 話	0195-74-2111（代表）

「子ども家庭支援員」とお話しください。支援員におつなぎします。

6 児童発達支援

地域福祉課

発達に気がかりのある就学前の子どもに対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。保育園・幼稚園との併用も可能です。

対 象 者	・未就学児（0歳～就学前）
	・心身の発育発達に心配がある、または障がいがあり、医師や保健師などから療育の必要があるとされている児童

・心身の発育発達に心配がある、または障がいがあり、医師や保健師などから療育の必要があるとされている児童

※利用を希望される場合は、地域福祉課障がい福祉係へご相談ください。

【4】保育所・幼稚園などのサービス

1 保育所（保育園・認定こども園）

健康こども課

保育所（保育園・認定こども園）は、仕事などで日中に家庭でお子さんをみることができないときに、保育を行う施設です。市内には公立・私立合わせて12か所あります。

※25ページに一覧があります。

入所申し込み 就労証明書などの必要書類を添えて、申込書を提出してください。市で審査を行い入所の可否についてお知らせします。

申込場所 健康こども課（③番窓口）、各総合支所、田山支所

申込期限 保育所の利用を始めたい月の前々月の15日まで
(15日が休日の場合は、その直前の市役所が開いている日まで 例：9月から利用したい場合は、7月15日までに申し込み)

保育料 保護者の市(区町村)民税所得割額により決まります。3歳児以上のお子さんに係る保育料は、令和元年10月以降、幼児教育・保育の無償化により無償化されました。また、八幡平市では令和5年度より県の補助事業を活用し、市の子育て支援施策により、世帯第2子以降3歳未満児の保育料を無償にしています。

その他 4月入所については、1月頃に一斉募集を行います。
詳しくは、健康こども課子育て支援係（③番窓口）にお問い合わせください。

2 幼稚園

健康こども課

幼稚園は、小学校入学前のお子さんに幼児教育を行うところです。満3～5歳のお子さんが対象になります。

市内には私立幼稚園が1か所あります。

※26ページをご覧ください。

入園方法 幼稚園に直接申し込みください。

保育料 満3歳児以上のお子さんに係る保育料は、令和元年10月以降、幼児教育・保育の無償化により無償化されました。

市外の新制度未移行の幼稚園を利用する方が保育料の無償化を受けるためには、事前に市に申請が必要です。

その他 年度内に満3歳になる幼児の預かり保育も実施しています。詳しくは、健康こども課子育て支援係（③番窓口）にお問い合わせください。

3 入院などで一時的に保育が必要になったときは

健康こども課

家庭での養育が一時的に困難となった場合や育児疲れ、過干渉等により子どもが一時的に保護者から離れることを希望した場合に、お子さんを預かる事業（ショートステイ）や夜間の一時預かり事業（トワイライトステイ）を行っています。

対象理由 保護者の病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、育児疲れ、親・子過干渉、経済的困窮など

利用期間 ショートステイ 7日以内

トワイライトステイ 1か月以内

保育場所

名称	所在地	電話番号
和光学園	盛岡市青山1-25-2	019-647-2143
青雲荘	盛岡市加賀野4-8-33	019-653-3947
みちのくみどり学園	盛岡市上田字松屋敷11-14	019-663-3171
日赤岩手乳児院	盛岡市三本柳6-1-10	019-614-0821
善友乳児院	盛岡市北山1-13-24	019-622-2156

申請場所 健康こども課（③番窓口）

必要なもの 印鑑、課税証明書

【利用料】

	ショートステイ		トワイライトステイ（1日1人当たり）			
	2歳未満児	2歳以上児	夜間養護事業		休日預かり事業 基本分	
			基本分	宿泊分		
・生活保護世帯	0円		0円	0円	0円	
・市民税が非課税のひとり親世帯	0円		300円	300円	350円	
・市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	300円	350円	
・市民税が課税のひとり親世帯	5,350円		750円	750円	1,350円	
・その他の世帯	2,750円					

※夜間養護事業の基本分とは、夕方から概ね午後10時までの通所利用に係る負担額で、夜間から引き続き宿泊を伴う利用に係る負担額は、基本分と宿泊分を合計した額です。

4 日曜や祝日に保育が必要になったときは

健康こども課

お仕事などの関係で、休日に保育が必要になったときに、市内7か所の私立保育園で休日保育を行っています。

実施保育園に入所しているお子さんが利用できます。

申し込み 事前に実施保育園へ申し込みが必要です。

実施保育園 森の子保育園、杉の子こども園、平館こども園、大更こども園、

あしろこども園、畠保育園、まいまいろはうす^(※)

※保護者との面談により実施

問い合わせ 時間など詳しくは、各保育園にお問い合わせください。

5 用事ができて子どもを預かってほしい…そんなときは！

健康こども課

一時的に保育を受けられるサービスがあります。

通院や冠婚葬祭などの用事のときだけではなく、育児をがんばっているお母さんお父さんのリフレッシュ！のためにもご利用いただけます。

●公立保育所の場合 ※25ページに一覧があります。

利用可能年齢 4月1日の時点で満2歳以上のお子さん

利用方法 利用したい保育所に申請書を提出してください。

利用時間 午前8時30分から午後4時30分まで

利用可能日 月曜日～土曜日（年末年始、祝日を除きます）

※土曜日は開所している保育所に限ります。

※行事等の関係でお受けできない場合もあります。

保育料

	2歳児	3歳児	4・5歳児
市内の方	2,000円	1,500円	1,000円
市外の方	4,000円		3,000円

※1日当たりの料金です。

●私立保育施設の場合

保育施設によって異なります。詳細については直接お問い合わせください。

●認可外保育施設の場合 ※お問い合わせ先は27ページに掲載しています。

施設の名称 あそびと絵本の広場

施設類型 居宅訪問型

【5】 小学校に上がったら

1 小学校について

教育総務課

市内の小学校は全部で 10 校あり、そのうち西根地区は 5 校、松尾地区は 3 校、安代地区は 2 校となっています。

※26 ページに一覧があります。

入 学 1月に入学する学校名と入学期日を指定した就学通知をお送りします。

そ の 他 特別な事情により、指定された学校以外に入学を希望される場合は、お早めに教育総務課にご相談ください。

2 経済的な理由で就学が困難なときは

教育総務課

経済的な理由によって就学が難しい児童生徒の保護者の方に対して、学校に通うために必要な費用の援助を行います（就学援助）。

援 助 対 象 新入学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、学校給食費など

申 請 方 法 教育総務課（新入学用品費分）または在学する学校に申請してください。

3 放課後は学童保育クラブを利用したい！

健康こども課

学童保育クラブは、仕事などのため保護者が居間家庭にいない小学生のお子さんをお預かりする施設です。集団生活や遊びを通して健全育成を図るとともに、保護者の皆さんのが安心して働くことのできる環境を提供します。

※27 ページに一覧があります。

利 用 申込み 各学童保育クラブに直接お申し込みください。

入会申込書と保護者及び世帯員の就労状況等を確認できる書類等が必要です。

利 用 時 間 月曜日から金曜日・・下校時から午後6時30分まで

土曜日・・午前8時から午後6時まで

夏休みなどの長期休み・・午前8時から午後6時30分まで

保 育 料 杉の子ホームを除き無料ですが、各学童保育クラブで保護者会費があります。また、入会時に保険料 1,000 円を納めていただきます。

そ の 他 杉の子ホームの保育料・利用時間等は、直接お問い合わせください。

【6】障がいのあるお子さんのために

1 特別児童扶養手当

健康こども課

障がいのあるお子さんを養育する方の経済的支援のために、特別児童扶養手当の支給を行っています。

対象児童 1級：身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A程度の精神やからだに重い障がいのある子どもがあてはまります。

2級：身体障害者手帳3～4級程度（4級は一部）やこれと同じくらいの精神やからだにやや重い障がいのある子どもがあてはまります。

支給額 1級：月額56,800円

2級：月額37,830円

※令和7年4月1日現在の金額です。

支給月 4月・8月・11月にそれぞれ4か月分が振り込まれます。

※手続き状況により給付が遅くなる場合があります。

申請場所 健康こども課（③番窓口）、各総合支所

その他 この手当には所得制限があります。

受給資格者、配偶者や同居の親族（扶養義務者等）の前年の法定控除後の所得が下表の限度額以上である場合、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当が支給されません。

【所得制限の目安】

扶養親族等の数	受給者本人の所得制限限度額	扶養義務者等の所得制限限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円



2 障害児福祉手当

地域福祉課

20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有するお子さんに対して、支給される手当です。

対象者 在宅で、身体や精神に重度の障がいがあるため、常時介護を必要とするお子さん

支給額 月額 16,100円 ※令和7年4月1日現在の金額です。

支給月 2月・5月・8月・11月にそれぞれ前3か月分が振り込まれます。

申請場所 地域福祉課 (④番窓口)

その他 この手当には、所得制限があります。

3 医療費の助成があります

市民課

特別児童扶養手当の対象となるお子さんの医療費の助成を行っています。

助成金額 • 特別児童扶養手当1級の方

1つの医療機関における自己負担額（1か月）を控除した額を助成します。ただし、高校卒業までのお子さんおよび住民税非課税の方は全額助成します（保険適用外分を除く）。

●入院 5,000円まで ●外来 1,500円まで

• 特別児童扶養手当2級の方

支払った一部負担金のうち、総医療費の1割分を助成します。（保険適用外分を除く）

申請場所 市民課 (②-2番窓口)、各総合支所

必要なもの 印鑑、対象者の健康保険証、助成金の振込先口座の通帳

※ゆうちょ銀行は振込用の店名・預金種目・口座番号が記載されているもの

その他 この医療費助成には、所得制限があります。

4 障害福祉サービスについて

地域福祉課

障害福祉サービスについて、隨時相談を受け付けています。放課後等デイサービスや短期入所等、必要に応じて利用できるサービス等を紹介します。

また、サービスの内容や手続きについて掲載した「八幡平市障がい福祉ガイドブック」も発行しています。障がいの状態により利用できるサービスが違いますので、ご活用ください。

【7】ひとり親家庭のための支援

1 児童扶養手当

健康こども課

ひとり親家庭等に対して支給される手当です。

支 給 金 額 所得などに応じて月額 11,010 円から 46,690 円までの範囲で支給します。お子さんが2人以上の場合は、所得などに応じて加算があります。

- ・児童が2人以上の場合

第2子以降 1人につき月額 5,520 円～11,030 円を加算

※令和7年4月1日現在の金額です。

支 給 月 奇数月に2カ月分が支給されます。

申 請 場 所 健康こども課（③番窓口）、各総合支所

- そ の 他**
- ・離婚協議中の場合、離婚が成立した時点で申請できます。
 - ・前年の所得により手当額が増減します。（一定以上の所得がある場合、手当額が0円になります）
 - ・毎年8月頃にご自宅に郵送される現況届を提出する必要があります。（手当額が0円でも、認定を受けている受給者全員が提出する必要があります）

2 医療費の助成があります

市民課

ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。

対 象 者 18歳までのお子さんを扶養する配偶者のいない方およびそのお子さん

助 成 金 額 1つの医療機関における自己負担額（1か月）を控除した額を助成します。ただし、お子さんおよび住民税非課税の方は、全額助成します（保険適用外分を除く）。

●入院 5,000 円まで ●外来 1,500 円まで

申 請 場 所 市民課（②-2番窓口）、各総合支所

必 要 な も の 印鑑、対象者の健康保険証、助成金の振込先口座の通帳

※ゆうちょ銀行は振込用の店名・預金種目・口座番号が記載されているもの

そ の 他 この医療費助成には、所得制限があります。

3 福祉資金の貸付制度があります

健康こども課

ひとり親家庭、寡婦家庭の生活の安定と、そのお子さんの福祉のため、各種の資金を無利子または低利子で貸し付ける制度です。

- | | |
|-----|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">・20歳未満の児童を扶養している、配偶者がいないひとり親・父母がいない20歳未満の児童・かつて母子家庭の母であったが、現在お子さんが20歳以上になっている方・40歳以上の配偶者がいない女性で、現在は児童を扶養していない方 |
|-----|---|

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 資金の種類 | 修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金 |
|-------|--------------------------------|

その他（事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金）

- | | |
|------|-----------------------------|
| 償還方法 | 年賦・半年賦または月賦のいずれかを選ぶことができます。 |
|------|-----------------------------|

- | | |
|------|-------------------------------|
| 申請場所 | 健康こども課（③番窓口）※申請前の事前相談は盛岡広域振興局 |
|------|-------------------------------|

- | | |
|-------|---|
| 必要なもの | <ul style="list-style-type: none">・申請者および児童（子）の戸籍謄本・母子（寡婦）福祉資金借受者資格証明または配偶者のいない女子または男子であることを確認できる書類・保証書・貸付申請同意書（申請者が児童の場合）・所得証明書（申請者が寡婦の場合）・印鑑・その他貸付資金の種類により必要な書類 |
|-------|---|

- | | |
|-----|-------------------|
| その他 | この制度には、所得制限があります。 |
|-----|-------------------|

盛岡広域振興局保健福祉環境部へ事前相談をお願いします。



4 自立支援や職業訓練のための給付金があります

健康こども課

(1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、講座修了後にその受講料の一部を支給します

支 給 額 受講料の 60%

(上限 20 万円。なお、1 万 2 千円以下の場合は支給しません)

対 象 講 座 教育訓練給付金の各種指定講座

申 請 方 法 講座受講前に講座指定申請、修了後に支給申請が必要です。

※申請前に受講開始してしまうと支給されません。

申 請 場 所 健康こども課 (③番窓口)

(2) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、就職に向けた資格取得のために養成機関で 1 年以上修業した場合に、給付金を支給します。

対 象 資 格 看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、調理師、製菓衛生士等、その他（主に教育訓練給付金の指定講座に指定されているもので 6 か月以上のカリキュラムが組まれているもの）

※詳細についてはお問い合わせください

支 給 期 間 支給期間は、養成機関において修業する期間に相当する期間（上限 48 カ月）となります。

支 給 額 支給額は、養成機関に入学した時期と、申請者および同一世帯に属する人の市民税の課税状況により決定します。

市町村民税非課税世帯 月額 100,000 円

市町村民税課税世帯 月額 70,500 円

※最終学年は 4 万円が加算されます。

申 請 場 所 健康こども課 (③番窓口)

必 要 な も の

- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等申請書
- ・地方税情報の取得に関する同意書
- ・戸籍謄本（申請者および児童）
- ・児童扶養手当証書の写しまたは申請者の前年の所得課税証明書（ただし、1 月から 7 月に申請する場合は、前々年の所得課税証明書）
- ・養成機関における在籍に関する証明書

※これらの給付金は令和 7 年中に制度が改正される可能性があります。

【8】つらいとき、困ったときは

1 家族・パートナーから暴力を受けたら、すぐに相談を 健康こども課

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的・性的な暴力などさまざまな形で繰り返し行われます。市では関係機関との連携協力のもと、被害者の保護と自立支援のための相談・支援を行っています。

DVからあなたを守る「法律」があります。
暴力をふるわれていい人はいません。我慢をする必要はありません。
相談してください。女性相談支援員が相談をお受けします。秘密は厳守されます。

相 談 日	月曜日～金曜日（祝日および年末年始は除きます）
時 間	午前9時～午後5時（支援員の対応は午後4時まで）
電 話	0195-74-2111（代表）

女性相談支援員とお話し下さい。支援員におつなぎします。

そ の 他	夫婦間の問題、離婚に関する相談などもお受けしています。 お気軽にご相談ください。
-------	---

2 困ったときは、お近くの民生・児童委員へ

地域福祉課

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの日常生活での困りごとを聞き、必要に応じて関係機関につなげる「相談役」です。

地域の住民の中から選ばれていますので、皆さんと同じ目線で相談に応じることができます。

また、児童福祉の相談支援を専門とする主任児童委員も各地区にあります。

相談内容の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

問い合わせ 地域福祉課福祉総務係（④番窓口）

【9】その他

保育所など

地区	保育所名	公・私	所在地	電話番号	対象児童	延長保育	休日保育	一時保育
西根	寺田保育所	公立	西根寺田 15-139-2	77-2328	生後6か月経過から	無	無	有
	東慈寺保育園	私立	田頭 21-1	76-3236	生後6か月経過から	18:30まで	無	有
	杉の子こども園	私立	大更 18-315	76-3345	生後8週経過から	19:00まで	有	有
	森の子保育園 ※1	私立	大更 18-301	70-1880	生後8週経過から 2歳まで	無	有	有
	平館こども園	私立	平館 26-30	74-2025	生後8週経過から	19:00まで	有	有
	大更こども園	私立	大更 21-111-1	76-3526	生後8週経過から	19:00まで	有	有
松尾	松尾保育所	公立	野駄 8-27	68-7773	生後6か月経過から	19:00まで	無	有
	柏台保育所	公立	柏台 2-4-16	78-2002	生後6か月経過から	無	無	有
	ままいろはうす ※2	私立	松尾寄木 21-157-8	090-3368-4810	生後8週経過から 2歳まで	19:00まで	無	有
安代	あしろこども園	私立	清水 219	72-2431	生後8週経過から	19:00まで	有	有
	畠保育園 ※1	私立	赤坂田 29-4	72-5511	生後8週経過から	19:00まで	有	有
	田山保育所	公立	田山 58-1	73-2155	生後6か月経過から	無	無	有

※1 市で認可した小規模保育事業所です。

※2 市で認可した家庭的保育事業所です。

幼稚園

地区	幼稚園名	公・私	所在地	電話番号	対象
西根	ひなぎく幼稚園	私立	大更 18-88-7	76-5011	年度内に3歳となる2歳以上の子ども

つどいの広場・子育て支援センター

地区	施設名	所在地	電話番号	開所日・開所時間
西根	たからっこ広場	大更 25-55-13	70-1771	月・火・木・金・土 10:00~15:00
	森の子育て支援センター	大更 18-301	70-1880	月~金 9:00~13:00 14:00~16:00
安代	カンガルー広場	清水 219	令和6年4月から休止	

※いずれも祝日・年末年始はお休みです。

小学校

地区	学校名	所在地	電話番号
西根	大更小学校	大更 21-70	76-2239
	田頭小学校	田頭 19-43	76-2732
	平笠小学校	平笠 12-62	76-3534
	平館小学校	平館 9-35-1	74-2216
	寺田小学校	西根寺田 15-30	77-2323
松尾	松野小学校	野駄 11-157	74-3310
	寄木小学校	松尾寄木 27-103	76-3498
	柏台小学校	柏台 2-7-10	78-2003
安代	安代小学校	清水 210	72-3310
	田山小学校	下毛川原 20	73-2047

中学校

地区	学校名	所在地	電話番号
西根	西根中学校	大更 24-25	76-3530
	西根第一中学校	堀切 12-40	74-2514
松尾	松尾中学校	野駄 14-57	76-4650
安代	安代中学校	清水 50	72-2430

学童保育クラブ

地区	学童保育クラブ名	所在地	電話番号
西根	大更学童保育クラブ	大更 25-510-2	70-1771
	大更第二学童保育クラブ	大更 25-510-2	70-1771
	東大更学童保育クラブ	大更 9-116	70-1503
	田頭学童保育クラブ	田頭 19-43	76-3205
	平笠学童保育クラブ	平笠 12-62	68-7156
	平館学童保育クラブ	平館 9-35-1	080-5567-4011
	寺田学童保育クラブ	西根寺田 16-64	77-1133
	杉の子ホーム	大更 18-315	76-3345
松尾	松野学童保育クラブ	野駄 11-155-1	74-4071
	寄木学童保育クラブ	松尾寄木 27-110	76-2171
	柏台学童保育クラブ	柏台 2-4-15	78-3153
安代	あしろ学童保育クラブ	清水 219	72-2644
	田山学童保育クラブ	下モ川原 20	080-5575-0383

認可外保育施設

施設名	定員	電話番号	メールアドレス
あそびと絵本の広場	0 歳から 学童 1 人	090-2513-9051	asobitoehonnohiroba@gmail.com



医療機関

地区	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
西根	八幡平市立病院	内科・外科・小児科・整形外科	大更 25-328-1	76-3111
	エールクリニック八幡平	内科・消化器内科・外科 内分必内科	田頭 37-103-1	75-2355
	八幡平中央整形外科 内科クリニック	内科・整形外科	大更 25-117-2	76-2318
	吉田内科呼吸器科医院	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・アレルギー科・小児科	大更 21-79-3	70-1100
	にしね眼科クリニック	眼科	大更 24-29-1	70-2711
	佐藤歯科医院	歯科	大更 22-162	76-2154
	一戸歯科クリニック	歯科	大更 24-30	75-1411
	前田歯科医院	歯科	平館 9-238-1	74-3545
	たかしま歯科医院	歯科	大更 18-88-96	76-4182
	山口歯科医院	歯科	大更 35-63-44	75-1166
	岡田歯科医院	歯科	大更 25-117-2	76-3613
松尾	東八幡平病院	内科・消化器内科・小児科・神経内科・皮膚科・整形外科・脳神経外科・外科・放射線科・リハビリテーション科・歯科	柏台 2-8-2	78-2511
安代	八幡平市立安代診療所	内科・外科	荒屋新町 144-1	72-3115
	八幡平市立田山診療所	内科	丑山口 18-8	73-2126
	小原歯科医院	歯科	清水 90-2	72-2464
	アオキ歯科医院	歯科	荒屋新町 109	72-3372

図書館

地区	施設名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
西根	市立図書館	大更 35-57-1	75-1700	月～土曜日 9:00～19:00 日曜・祝日、振替休日 9:00～17:00	毎月初日（土日の場合、次の平日） 毎週火曜日 年末年始 館内整理（3月上旬）
松尾	松尾コミュニティセンター図書室	野駄 7-220	76-3235	9:00～20:00	第1・第3日曜日 祝日、年末年始
安代	荒屋コミュニティセンター図書室	呪田 70	72-2505	月～金曜日 9:00～19:00 土・日曜、振替休日 9:00～17:00	第2・第4日曜日 祝日、年末年始

子どもと遊びやすい公園

地区	公園名	所在地	備考
西根	大更コミュニティー公園 (フーガの広場)	大更 21-30-8	遊具・トイレ有
	八坂児童遊園	大更 19-32	遊具・トイレ有
	田頭館山公園 (館山児童遊園)	田頭 23-1-1	遊具・トイレ有
	共新児童遊園	平館 25-20	遊具有
	寺田児童遊園	西根寺田 15-133	遊具有
松尾	長者屋敷公園	松尾 4-270	
	野駄館公園	野駄 27-160-1	トイレ有
	八幡平市さくら公園	柏台 1-22	トイレ有
安代	分水嶺公園	越戸 118-2	トイレ有
	桜松公園	高畠地内	トイレ有
	苺渕河川公園	小柳田地内	トイレ有
	五日市河川公園	五日市地内	トイレ有
	米白河川公園	田山地内	トイレ有

※ここに記載されているのは市内にある公園の一部です

八幡平市役所

八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

電 話：0195-74-2111（代表）

F A X：0195-74-2102

発行：福祉部 健康こども課 子育て支援係